

路上駐輪場の概要

姫路駅北側の道路空間等一部を、公募による事業者により道路占用させた上で管理・運営事業を行わせているもの。特に姫路駅周辺における買物目的等の短時間放置を解消することを目的に、社会実験を経て平成26年11月より本格実施を開始。事業者は運営にかかる収入・支出それぞれを収入・負担する一方、道路占用土地の面積あたりにかかる使用料および納付金（年度の利用料金収入の5%）を市に納付する。

1. 事業期間 令和2年4月1日から令和9年3月31日（7年間）
2. 事業者 神姫バス・アーキエムズ共同事業体
3. 収容台数 460台（令和5年4月現在）
4. 利用料金 100円（4時間又は6時間ごと自転車料金、開始60又は90分間は無料）
5. 土地利用料 姫路市道路占用料条例の定める道路占用料と市の定める行政財産使用料
6. 事業収入 全額事業者の収入とする
7. 納付金 年度の利用料金収入の100分の5相当の金額



亀山駅駐輪場の概要

深刻化していた亀山駅周辺の放置自転車解消を目的に、道路区域上の土地を市が提供の上、有料駐輪場を管理・運用する事業者を公募したもの。令和5年3月に開設（あわせて既設の旧亀山駅無料駐輪場を廃止）。事業期間は令和4年12月27日から令和14年3月31日の9年間。事業者は利用料金や費用は完全に事業者が収入・負担し、市に対して道路占用使用料を支払う。

- (1) 事業期間 令和4年12月27日から令和14年3月31日（約9年間）
- (2) 事業者 神姫バス・アーキエムズ共同事業体
- (3) 収容台数 【自転車】定期：233台 一時：22台 【原付】定期：5台 一時：5台
- (4) 利用料金 100円（自転車1日）、1,800円（自転車1月定期）
- (5) 土地利用料 姫路市道路占用料条例にかかる道路占用料
- (6) 事業収入 全額事業者の収入とする
- (7) 納付金 無し

